

東京都アレルギー疾患対策推進計画

(案)

令和 4 年〇月 改定

 東京都福祉保健局

目次

第1章 計画改定の趣旨	1
1 計画改定の趣旨	
2 計画の位置づけ	
3 計画期間	
第2章 アレルギー疾患対策の施策体系	2
第3章 アレルギー疾患をめぐる現状	3
1 疾患の特徴と患者の状況	3
(1) アレルギー疾患の特徴	
(2) アレルギー疾患患者の状況	
2 都におけるアレルギー疾患対策	5
(1) 日常生活における予防等のための知識の普及等	
(2) 疾患の状態に応じた適切な医療を提供する体制	
(3) 患者等の生活の質の維持・向上に向けた支援	
第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開	10
<施策の柱Ⅰ> 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進	11
施策 1 患者・家族への自己管理のための情報提供等	
施策 2 大気環境の改善	
施策 3 花粉症対策の推進	
施策 4 アレルゲン表示など食品に関する対策	
施策 5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等	
<施策の柱Ⅱ> 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備	19
施策 6 医療従事者の資質向上	
施策 7 医療提供体制の整備	
施策 8 医療機関に関する情報の提供	
<施策の柱Ⅲ> 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり	22
施策 9 多様な相談に対応できる体制の充実	
施策 10 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上	
施策 11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進	
施策 12 災害時に備えた体制整備	
<施策展開の土台> 施策を推進するための取組	27
取組 1 施策展開の基礎となる調査等の実施	
取組 2 関係機関及び区市町村との連携・協力	
取組 3 専門的知見等を取り入れた対策の検討等	

資料編

1	各種調査結果の概要	28
	(1) 東京都におけるアレルギー疾患患者の状況	28
	(2) 学校保健統計調査の概要	30
	(3) アレルギー疾患に関する3歳児全都調査(令和元年度概要版)	31
	(4) アレルギー疾患に関する施設調査(令和元年度概要版)	33
	(5) 花粉症患者実態調査(平成28年度概要版)	36
	(6) 東京都医療機能実態調査(平成28年度抜粋)	41
	(7) 東京都アレルギー疾患医療実態調査(令和2年度概要版)	42
2	アレルギー疾患対策基本法	43
3	アレルギー疾患対策に関する基本指針	48
4	用語解説	55

第1章 計画改定の趣旨

1 計画改定の趣旨

(未定稿)

※ アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針の改正を受け記載

2 計画の位置づけ

本計画は、法第13条に基づき策定する、都におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画です。

3 計画期間

計画期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。

ただし、基本指針の改正やアレルギー疾患に関する状況の変化があった場合は、策定から5年を経過する前であっても、必要に応じて内容の見直しを行います。

1 アレルギー疾患：56 ページ参照

2 東京都アレルギー疾患対策検討委員会：59 ページ参照

3 アレルギー疾患対策基本法：本文 44 ページ、用語解説 56 ページ参照

4 アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針：本文 49 ページ、用語解説 56 ページ参照

第2章 アレルギー疾患対策の施策体系

法では、地方公共団体が、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じて行う基本的施策を大きく3つの区分に整理して掲げています。

- (1) アレルギー疾患の重症化の予防及び症状の軽減のための施策
- (2) アレルギー疾患医療の均てん化⁵の促進等のための施策
- (3) アレルギー疾患を有する者の生活の質の維持向上のための施策

都では、これを踏まえて、都のアレルギー疾患対策に係る施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理し、アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題に的確に対応すべく総合的な取組を推進していきます。

施 策 の 柱

- I 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進
- II 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備
- III 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり



5 医療の均てん化：57ページ参照

第3章 アレルギー疾患をめぐる現状

1 疾患の特徴と患者の状況

(1) アレルギー疾患の特徴

アレルギー疾患は、気管支ぜん息⁶やアトピー性皮膚炎⁷、食物アレルギー⁸、アレルギー性鼻炎⁹等、疾患の種類や病態が多様な慢性疾患で、症状の悪化と改善を繰り返すことが多く、治療等により一旦は症状が改善し安定した状態が続いた後であっても、抑えられていた症状が再び悪化することがあります。

また、卵や牛乳、小麦などの食品、ダニ・ハウスダスト¹⁰、たばこの煙、スギ・ヒノキ等の花粉、大気汚染の原因物質等、生活環境中に広く存在する様々な因子で症状が誘発されます。これらのアレルゲン¹¹や増悪因子¹²が引き金となって、急激な重症化やぜん息発作、アナフィラキシーショック¹³等を引き起こすこともあります。

このように、アレルギー疾患は、生活の質（以下「QOL」という。）に影響を及ぼす場合が多い疾患です。

6 気管支ぜん息：58 ページ参照

7 アトピー性皮膚炎：56 ページ参照

8 食物アレルギー：58 ページ参照

9 アレルギー性鼻炎：57 ページ参照

10 ハウスダスト：60 ページ参照

11 アレルゲン：57 ページ参照

12 増悪因子：59 ページ参照

13 アナフィラキシー・アナフィラキシーショック：56 ページ参照

(2) アレルギー疾患患者の状況

厚生労働省が実施している患者調査¹⁴のデータを基にした推計では、アレルギー疾患により医療機関を受診する患者数は増加傾向にあります。

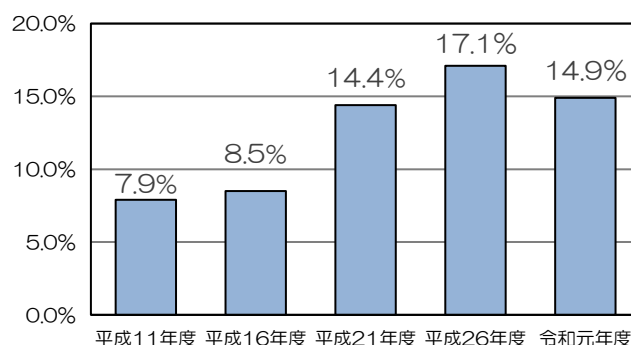
令和元年度に都が実施した「アレルギー疾患に関する3歳児全都調査¹⁵」(以下「3歳児調査」という。)では、3歳までに何らかのアレルギー疾患であると診断された子供は約4割でした。疾患別に見た場合、調査開始の平成11年度から一貫して増加していた食物アレルギーのある子供の割合は、令和元年度には減少に転じたものの、依然として高い水準で推移しています。

また、東京都の「花粉症¹⁶患者実態調査¹⁷」では、スギ花粉症推定有病率は調査開始の昭和58年度から一貫して増加しています。

3歳までに何らかのアレルギー症状があり、かつ診断された児の割合



3歳児調査における食物アレルギーのり患状況の推移



出典 アレルギー疾患に関する3歳児全都調査(令和元年度)/福祉保健局

14 東京都におけるアレルギー疾患患者の状況：30ページ参照

15 アレルギー疾患に関する3歳児全都調査(令和元年度)：15ページ参照

16 花粉症：58ページ参照

17 花粉症患者実態調査(平成28年度概要版)：38ページ参照

2 都におけるアレルギー疾患対策

(1) 日常生活における予防等のための知識の普及等

ア 適切な自己管理のための情報提供

アレルギー疾患の症状の発症・重症化を予防し、症状の軽減を図るためには、適切な自己管理を継続的に実践することが重要です。

令和元年度に都が実施した3歳児調査では、アレルギー関連情報をホームページから入手している保護者の割合は約3割でした。膨大なインターネット情報の中からアレルギー疾患に関する適切な情報を選択することは難しく、情報の選択を誤ることにより症状の悪化を招く可能性があります。

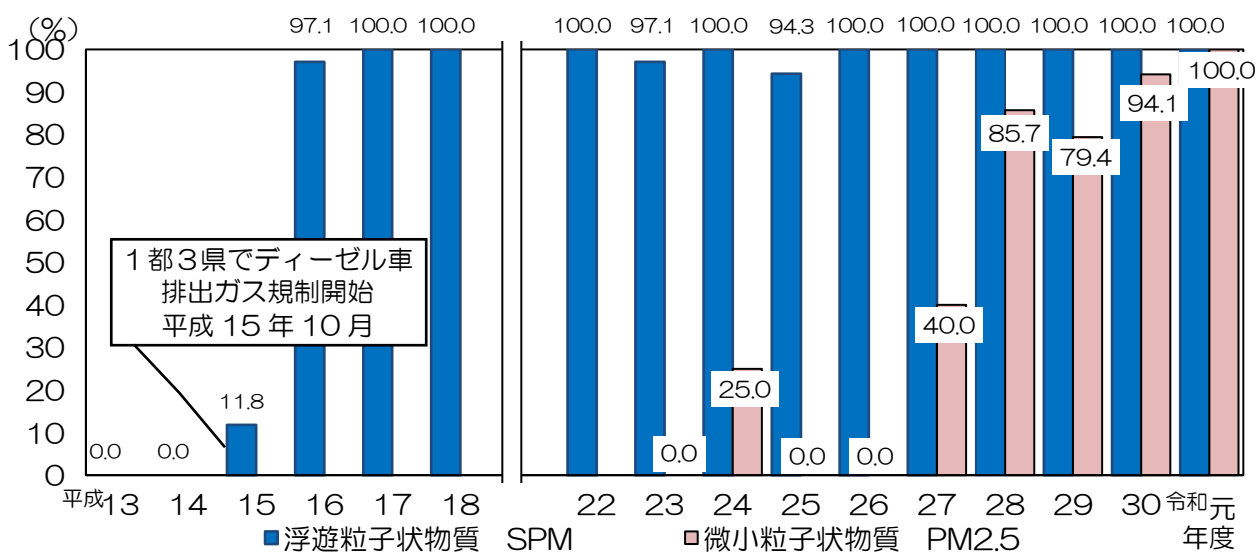
都では、現在、ホームページや啓発資材、都民向け講演会の開催等により、最新の知見を踏まえた正確な情報の提供を行っています。

イ 生活環境の改善・リスクの低減

重症化の予防や症状の軽減のためには、患者を取り巻く生活環境の改善を図ること、また、患者自身がアレルゲンや増悪因子を軽減、回避することが重要です。

都では、ディーゼル車の排出ガス規制や花粉の少ない森づくり、室内環境におけるアレルゲン低減化等の普及啓発、食品中のアレルゲンの適切な表示や製造時の混入防止、ぜん息発作の増悪因子となるたばこの煙の対策などに取り組んでいます。

自動車排出ガス測定局の環境基準達成状況



出典 大気汚染常時測定結果のまとめ/環境局

(2) 疾患の状態に応じた適切な医療を提供する体制

ア 標準的治療¹⁸の普及

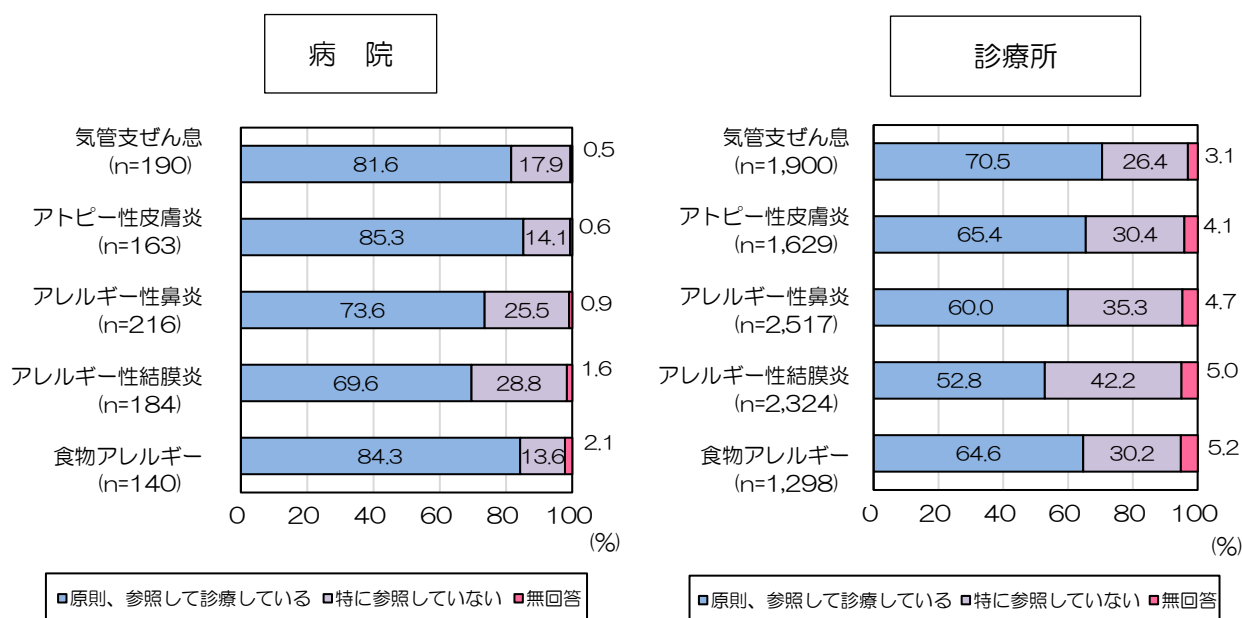
現在では、関係学会により分野別の診療ガイドライン¹⁹が整備され、ガイドラインに基づく標準的治療を受けることで症状のコントロールがほぼ可能になってきています。

しかし、平成26年に実施された厚生労働科学研究「アレルギー疾患対策の均てん化に関する研究」では、アレルギー科を標榜している医療機関でも、必ずしも最新の診療ガイドラインを参照しているのではないことが報告されています。

また、令和2年度に都がアレルギー疾患医療を実施している医療機関を対象に実施した「東京都アレルギー疾患医療実態調査²⁰」（以下「医療実態調査」という。）では、各疾患におけるガイドラインを参照した診療の実施状況は、全ての疾患において、病院では約7～9割、診療所では約5～7割でした。

都では、医療従事者を対象とした研修において標準的治療の普及を図っています。

各疾患におけるガイドラインを参照した診療の実施状況（病院、診療所別）



出典 東京都アレルギー疾患医療実態調査（令和2年度）/福祉保健局

18 標準的治療：61 ページ参照

19 診療ガイドライン：59 ページ参照

20 東京都アレルギー疾患医療実態調査（令和2年度）：〇〇ページ参照

イ 標準的な治療では病態が安定化しない患者等に対する医療

アレルギー疾患の中には、診断が困難な場合や、標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性のものもあります。

国は、アレルギー疾患の医療提供体制の整備に関する通知（平成29年7月）において、患者が居住する地域に関わらず適切な医療を受けることができるよう、全国的な拠点病院と都道府県の拠点病院、地域の医療機関やかかりつけ医による連携体制を整備することとしています。

令和2年度に都が実施した医療実態調査では、アレルギー疾患医療を実施する医療機関において、患者紹介できる医療機関があると回答した割合は、病院では約6～8割、診療所では約7～9割でした。

都では、アレルギー疾患の専門的医療を提供する医療機関の指定などにより、医療機関の連携体制の整備に取り組んでいます。

ウ 医師以外の医療従事者の資質の向上

アレルギー疾患の治療においては、患者やその家族が塗り薬や吸入薬などの適切な使用や食事管理などを継続できるように支援していくことが必要です。そのため、薬剤師、看護師、栄養士等の医療従事者が、アレルギー疾患治療に関する専門的な知識や技能を高め、それぞれの専門性を生かして、患者や家族へのきめ細かい説明や指導を行うことが重要です。

令和2年度に都が実施した医療実態調査では、アレルギー疾患医療を実施する医療機関において看護師等の医療従事者による患者指導が必要とされている一方、アレルギー疾患診療に関わる看護師等に対する研修の実施等の人材育成に取り組んでいるのは、病院では約2割、診療所では約1割でした。

都では、医療従事者を対象とした研修等においてアレルギー疾患治療に関する情報提供を行っています。

エ 患者や家族等への医療機関に関する情報提供

疾患の種類や病態が多様なアレルギー疾患では、症状に応じ適切な医療機関を受診できるようにすることが重要です。

令和元年度に実施した3歳児調査では、行政に対し希望する取組として、約4割の保護者の方が、住民への医療機関に関する情報の提供を挙げています。

都では、アレルギー疾患の診療を行っている医療機関の情報を、電話やインターネットで提供しています。

(3) 患者等の生活の質の維持・向上に向けた支援

ア 多様な相談への対応

アレルギー疾患は、長期的にQOLに影響を及ぼす場合が多く、また、乳幼児に発症が多いなど、患者やその家族の心理的な負担も大きいものがあります。

都内の保健所や区市町村では、保健師や栄養士等が、都民からの相談に対応しています。

イ 保育施設や学校等の対応力の向上

疾患の発症予防やQOLの維持向上には、家族に加え、患者が日常生活で接する関係者の理解と支援が不可欠です。とりわけ、患者が子供の場合は、自分で病状を把握できず、十分な説明もできないため、その必要性が大きいと言えます。

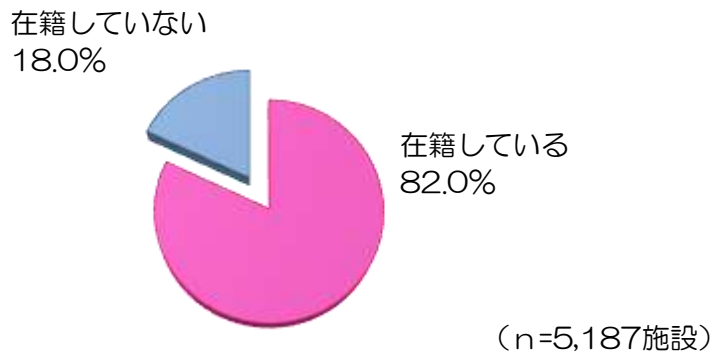
令和元年度に都が保育施設等を対象に実施した「アレルギー疾患に関する施設調査²¹」(以下「施設調査」という。)では、食物アレルギーのある子供が在籍している施設の割合は約8割と高く、また、過去1年間に施設内で子供の食物アレルギー症状の出現を経験した施設は約1割に上りました。その一方で、アレルギー対策のための委員会等を設置するなど組織的に対策を検討している施設は、約4割にとどまっています。

都では、保育施設をはじめとする社会福祉施設や学校等²²の職員が緊急時に組織的に対応できるよう、対応マニュアルの作成や施設職員向けの研修などを実施しています。

21 アレルギー疾患に関する施設調査（令和元年度）：43ページ参照

22 社会福祉施設や学校等：56ページ参照

食物アレルギーのある園児・児童が在籍する割合



直近1年間で食物アレルギー症状を発した子供がいた施設の割合



出典 アレルギー疾患に関する施設調査（令和元年度）/福祉保健局

ウ 災害時への備え

災害時には、避難生活を余儀なくされ、適切に自己管理を行うことができなくなることなどにより、症状が悪化することが懸念されます。

都では、講演会やホームページなどで災害時の対応について情報提供しています。

第4章 アレルギー疾患対策に係る施策の展開

都では、アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえ、対策の充実や関係機関との連携の強化を図り、総合的に施策を展開していきます。

また、施策展開の土台となるよう、施策検討の基礎となる調査や関係機関等との連携協力体制の構築など、施策を推進するための3つの取組を進めていきます。

東京都アレルギー疾患対策推進計画 施策の体系図



都民がアレルギー疾患に関する正しい情報に基づいて、適切な自己管理や生活環境中の増悪因子の回避等に取り組み、発症・重症化の予防や症状の軽減につながられるよう、最新の知見を踏まえた情報を提供するなど、普及啓発を充実していきます。

また、アレルゲンや増悪因子による影響を低減するため、大気環境の改善や花粉症対策等をさらに進めていきます。

施策 1 患者・家族への自己管理のための情報提供等

充実

【福祉保健局、病院経営本部】

- アレルギー疾患に関する基礎知識、自己管理や生活環境の改善方法等の情報をポータルサイト「東京都アレルギー情報 navi.²³」に掲載し、専門的知見に基づく正確な情報を患者・家族等にわかりやすく提供するとともに、このサイトの普及を進めていきます。【充実】
- 乳幼児期からのアレルギー疾患の予防について、東京都アレルギー情報 navi.の情報を充実するとともに、このサイトについて妊婦や乳幼児の保護者等を対象に普及啓発していきます。【新規】
- 患者・家族等を対象に、アレルギー疾患に関する最新の知見や自己管理方法、標準的な治療法などについての専門医²⁴等による講演会を開催していきます。【充実】
- 区市町村が地域の住民等を対象に実施する、アレルギー疾患対策に関する講演会等の普及啓発の取組を支援していきます。
また、区市町村からの要請に応じて、専門医等を講師として派遣していきます。
- アナフィラキシー²⁵発生時など緊急時にスマートフォン等で参照できる音声・動画等を活用した案内を東京都アレルギー情報 navi.に掲載することで、患者・家族等の適切な対応を支援していきます。【新規】
- 毎年2月を、「東京都アレルギー疾患対策推進強化月間」として、期間中に広報啓発活動を集中的に行うとともに、区市町村や関係機関と連携して、アレルギー疾患に関する知識の普及を推進していきます。【新規】

23 東京都アレルギー情報 navi. : 60 ページ参照

24 専門医 : 59 ページ参照

25 アナフィラキシー・アナフィラキシーショック : 56 ページ参照



【都民向けアレルギー講演会】
福祉保健局



【ぜん息の患者さん、ご家族へ】
【食物アレルギーについて正しく知りましょう】
(リーフレット) 福祉保健局



(1) 目的

アレルギー疾患には様々な原因や症状があり、重症化の予防や症状の軽減のためには正しい知識を持つことが重要であることから、疾患の基礎知識等の普及のために開設しています。

(2) 対象

疾患のある方とその家族、医療関係者や保育施設等の職員など

(3) 掲載コンテンツ

アレルギー疾患に関する情報を総合的に掲載しています。

- ・ アレルギー疾患の基礎知識
- ・ 自己管理方法
- ・ 研修教材等の出版物
- ・ 緊急時対応マニュアル
- ・ 専門医・医療機関情報
- ・ 診療ガイドライン等の情報
- ・ よくある質問
- ・ 講演会、研修情報
- ・ **医療関係者向け情報**
- ・ 関連リンク 他

(4) サイトの特長



ポイント① 求める情報を探しやすい

疾患別、目的別を選ぶメニューボタン※を設置し、検索がスムーズにできるようにしました。

ポイント② 最新情報をタイムリーに

関連サイトの新着情報を集め、アレルギー疾患に関する最新情報をまとめて掲載します。

ポイント③ 信頼できる情報を掲載

誤った情報で症状を悪化させることがないように、専門医等が監修した正しい情報をお届けします。

<※疾患別メニュー・目的別メニュー>

疾患で探す	● 食物アレルギー	● 小児ぜん息	● 成人ぜん息	● アトピー性皮膚炎	● アレルギー性鼻炎 ● アレルギー性結膜炎 ● 花粉症
目的で探す	● アレルギーを知る	● 資料・出版物を見る	● 講演会等に 参加する	● 医療機関を探す	● 緊急時対応を 確認する



URL : <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/>

施策 2 大気環境の改善

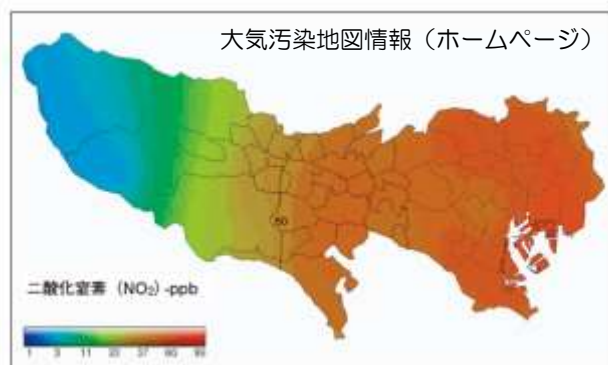
【環境局】

- 事業者に対して、大気汚染物質の排出について法令に基づく指導や審査、立入検査を徹底するとともに、排出削減に向けた自主的な取組を促進していきます。
- ZEV（ゼロエミッション・ビークル）²⁶を含む低公害・低燃費車の導入に対する助成、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例²⁷（環境確保条例）」に基づくディーゼル車規制²⁸などにより、自動車排出ガス削減対策を進めていきます。
- 大気汚染物質の常時測定・監視を行い、測定値をわかりやすく公表していきます。



路上での車両検査の様子

【違反ディーゼル車の取締り】環境局



【大気汚染モニタリングシステム】環境局

都内82か所に大気汚染の状況を測定する装置を設置し、24時間連続して測定しています。
1時間ごとの測定データは、環境局ホームページ上で公開しています。

26 ZEV（ゼロエミッション ビークル）：〇〇ページ参照

27 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例：60 ページ参照

28 ディーゼル車規制：59 ページ参照

施策 4 アレルゲン表示など食品に関する対策

【福祉保健局】

- 食品表示法で表示が義務付けられているアレルゲン²⁹について、食品の製造・販売事業者等の監視指導を実施し、アレルゲン表示の適正化を図るとともに、講習会やパンフレット、ホームページ（「食品衛生の窓」）³⁰等を通じて普及啓発を行っていきます。
- 食品の製造・調理施設に対し、使用原材料の点検・確認を指導するとともに、アレルゲン検査等の手段を活用し、製造段階等における意図しないアレルゲンの混入防止を図っていきます。
また、食品関係事業者からのアレルギー対応に関する相談に対して、保健所等が必要な助言、指導を行っていきます。
- アレルゲン表示の欠落等により、食品関係事業者が自ら食品を回収する場合に、食品表示法に基づき届出された情報について、国と連携しながら、消費者に適切かつ速やかに情報提供されるよう取り組んでいきます。
また、食品関係事業者からの自主回収に関する相談に対して、保健所等が必要な助言を行っていきます。
- 飲食店等において、利用者にアレルゲンに関する情報を適切に提供できるよう、営業者や従業員向け資料を配布するなど普及啓発を行っていきま
す。
また、外国人にも説明や情報提供ができるよう、ピクトグラム³¹や指さしシートなどのコミュニケーションツールを提供し、飲食店を支援していきます。



【適正表示推進者育成講習会】
福祉保健局



【食品製造施設における監視指導】
福祉保健局

29 食品表示法で表示が義務付けられているアレルゲン：58 ページ参照

30 ホームページ「食品衛生の窓」：58 ページ参照

31 ピクトグラム：61 ページ参照

食品表示や食物アレルギー対策の普及啓発資料



【食品表示】（DVD、パンフレット、リーフレット）
/福祉保健局



食物アレルギーのあるお客様やその家族が飲食店を安心して利用できるよう、飲食店における食物アレルギー対策への取組が求められています。

このリーフレットに掲載されている「アレルギーコミュニケーションシート」には、日本語のほか、英語・中国語・韓国語が記載されています。また、これらの言語を理解できない方とコミュニケーションが取れるよう、ピクトグラム（絵文字）を使用しています。

東京都の食品安全情報サイト「食品衛生の窓」には、英語・中国語（簡体字・繁体字）・韓国語のほかに、タイ語、フランス語、スペイン語、ドイツ語、ロシア語に対応した「アレルギーコミュニケーションシート」を掲載しています。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shokuhin/allergy/leaflet.html>

【飲食店の皆さま 食物アレルギー対策に取り組みましょう】
（リーフレット）/福祉保健局

施策 5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等

【福祉保健局】

- アレルギー疾患は、排出ガスや花粉のほか、室内のダニ、たばこの煙など生活環境に係る多様かつ複合的な要因によって発生し、重症化することがあることから、生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発に取り組んでいます。
- 室内環境対策の総合的なガイドブックである「健康・快適居住環境の指針」により、ダニ、カビ、ペットやたばこの煙等のアレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供を行っています。

室内環境対策のガイドブック



住まいの環境は、健康や暮らしの快適さを支える基本です。このガイドブックには、アレルゲン対策をはじめ、健康で快適な住まい方の指針やチェックポイントが記載されています。


住宅内のアレルゲンには、ダニ、カビ、ペットの毛などがあります。アレルギー疾患の対策として、原因となるアレルゲンや増悪因子を避けるための環境整備を行うことも重要です。

【健康・快適居住環境の指針】
(ガイドブック) / 福祉保健局

チェックポイント 31-2 ダニが最も生息しやすい寝具について、アレルゲンを減らすための対策を行っていますか。

<寝具のダニ対策>

- 十分な乾燥と掃除機がけ
- ・ダニは乾燥に弱いので、布団は天日干し又は布団乾燥機を用いてよく乾かしましょう。
- ・布団を干した後、布団をたたくと、布団表面にダニアレルゲンが細かくなって浮き上がるため、寝ている時に吸込み、症状を悪化させることがあります。布団を干した後は、必ず掃除機がけを行うことで、ダニアレルゲンを減らすことができます。
- ・1週間に1回、1㎡あたり20秒の時間をかけて、布団の表・裏に掃除機がけを行いましょう。



都民がアレルギーの状態に応じて適切な医療を受けることができるよう、アレルギー疾患医療の質の向上と医療機関の連携体制の構築、医療機関に関する情報提供の充実等に取り組んでいきます。

施策 6 医療従事者の資質向上

充実

【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】

○ アレルギー疾患の専門的医療を行う医療機関、医師会、歯科医師会等の関係機関と連携し、地域において日々のアレルギー疾患医療を提供している医療機関の医師や、歯科医師を対象として、診療ガイドラインによる標準的治療などを内容とした研修を実施し、専門的な知識の普及と技能の向上を図っていきます。

また、インターネットを通じて研修の動画を配信することにより、受講機会の拡大を図っていきます。【充実】

○ 「東京医師アカデミー³²」の小児科コース等において、関連するアレルギー疾患について研修を実施し、専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師を育成していきます。

○ 薬剤師、看護師、栄養士等に対し、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係団体と協力して、患者の日常生活や疾患管理の支援などを内容とした研修を実施していきます。

また、インターネットを通じて研修の動画を配信することにより、受講機会の拡大を図っていきます。【充実】

○ 救急隊員に対し、アレルギー症状を呈する傷病者に対する対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについて教育を行っていきます。

○ 医療従事者が、アレルギー疾患医療に関する最新の知見などの情報を得られるよう、関係学会等と連携して、「東京都アレルギー情報 navi.」により情報提供していきます。

32 東京医師アカデミー：59 ページ参照

【福祉保健局、病院経営本部】

- 診断が困難な症例や、標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患の患者が円滑に専門的な医療を受けられるよう、東京都アレルギー疾患拠点病院及び専門病院を指定するとともに、これらの医療機関の診療ネットワークを強化していきます。
- 拠点病院・専門病院と地域の医療機関との連携強化や、地域においてアレルギー疾患医療を適切に実施できる医療機関の確保に取り組み、医療機関がそれぞれの役割に応じた適切な診療を実施し、円滑に連携できる体制を都内全域で構築していきます。【新規】

東京都アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院

<アレルギー疾患医療拠点病院>

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行うとともに、都内においてアレルギー疾患の診療ネットワークの中心的役割を担う病院

<アレルギー疾患医療専門病院>

診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定しない重症及び難治性のアレルギー疾患に対する診断、治療及び管理を行う病院

「東京都アレルギー情報 navi.」に拠点病院・専門病院の一覧を掲載しています。

施策 8

医療機関に関する情報の提供

【福祉保健局】

- アレルギー疾患の診療を実施している医療機関の所在地や診療時間等について、電話やファクシミリ、インターネットを通じて提供していきます（東京都医療機関案内サービス「ひまわり」³³）。
- 疾患の種類や病態が多様なアレルギー疾患患者が、状態に応じた適切な医療機関を受診できるよう、診断が困難な患者や重症及び難治性のアレルギー疾患患者の診療を行う専門的な医療機関に関する情報を、「東京都アレルギー情報 navi.」により提供していきます。



【東京都アレルギー情報 navi.】（ホームページ）福祉保健局

33 東京都医療機関案内サービス「ひまわり」：58 ページ参照

患者・家族の様々な不安や悩みに適切に対応できるよう、相談体制の充実を図っています。

また、疾患管理に必要な行為を自ら十分に行うことができない乳幼児、児童、生徒、高齢者又は障害者が居住・滞在する施設や学校等において、適切な配慮や緊急時の対応ができるよう、施設等の職員への研修や情報提供を行っています。

このほか、災害時に備えた体制を整備していきます。

施策 9 多様な相談に対応できる体制の充実

充実

【福祉保健局】

- 患者やその家族の支援に携わる保健・福祉関係者、企業等の安全衛生担当者等を対象に、患者の日常生活や疾患管理を支援する上で役に立つ相談のノウハウや実技などを内容とした研修等を実施しています。

また、インターネットを通じて研修の動画を配信することにより、受講機会の拡大を図っていきます。【充実】

- 保健所等においては、様々な職種の職員が専門性を生かして、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善等、都民からの相談に対応していきます。
- 東京都健康安全研究センター³⁴等は、都民からのアレルギー疾患に関する相談等に応じている保健所や区市町村の保健師や栄養士等の職員等に対し、必要に応じ、技術的助言を行っています。
- 区市町村が実施するアレルギー相談事業を支援していきます。
- 国が専門的な相談に応じるために実施しているアレルギー相談事業や患者家族会とも連携しながら、多様な相談に対応していきます。



【子供のアレルギー疾患に関する
相談実務研修】福祉保健局



【成人のアレルギー疾患に関する
相談実務研修】福祉保健局

34 東京都健康安全研究センター：60 ページ参照

施策 10 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上 **充実**

【福祉保健局、教育庁、東京消防庁】

- 社会福祉施設等の職員が、疾患管理を自ら十分に行うことができない子供や高齢者、障害者等に適切な配慮を行い、また、生命に危険が及ぶおそれのある、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時に適切な対応ができるよう、実践的な対応方法を習得するための研修を実施するとともに、「東京都アレルギー情報 navi.」により施設等の職員向けの情報を提供していきます。

○ アナフィラキシー発生時など緊急時にスマートフォン等で参照できる音声・動画等を活用した案内を東京都アレルギー情報 navi.に掲載することで、社会福祉施設等の職員の適切な対応を支援していきます。【新規】

- 学校の教職員研修において、アレルギー対応に関する知識を習得する機会を設けていきます。
- 緊急時の対応力を向上させるため、心肺蘇生法及びAED³⁵の使用方法について、応急救護訓練及び救命講習等を実施していきます。



講義



実技

【ぜん息・食物アレルギー緊急時対応研修】福祉保健局



【救命講習】東京消防庁

35 AED：61 ページ参照

緊急時対応に関するマニュアル

このマニュアルは、学校や保育園などの子供を対象とした施設向けに作成されたものですが、一般のご家庭においても参考になるものです。

緊急時に慌てていると、適切な判断や対応ができなくなることもあります。このマニュアルは、フローチャートに沿って対応すれば、適切な対応にたどりつくように構成されています。



【食物アレルギー緊急時対応マニュアル】
(パンフレット) / 福祉保健局

【福祉保健局、教育庁、生活文化局】

- アレルギー疾患のある児童・生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン³⁶」（文部科学省監修・財団法人日本学校保健会発行）や、「学校給食における食物アレルギー対応指針³⁷」（文部科学省）に基づき、各学校における事故予防の取組と事故発生時の緊急対応に関する組織的な体制づくりを推進していきます。
- 社会福祉施設や学校等において、地域の医療機関等と円滑に連携し、緊急時に組織的な対応を行うことができるよう、研修や保健所における講演会などを実施するとともに、「東京都アレルギー情報 navi.」により、緊急時対応に関するガイドブックやマニュアル等を周知し、各施設における体制整備を支援していきます。【充実】
- 区市町村が行うアレルギー疾患対策に関する講演会や地域の関係者による意見交換会など、社会福祉施設や学校等と医療機関などとの連携体制を構築するための取組を支援していきます。

また、アレルギーのある子供の状態に応じた保育サービスを提供する保育施設等での事故防止のための区市町村の取組を支援していきます。

アナフィラキシー補助治療剤 - アドレナリン自己注射薬（エピペン®）

「アドレナリン自己注射薬（エピペン®）」は、アナフィラキシー症状をきたした患者に対して、医師の治療を受けるまでの間、症状の進行を一時的に緩和し、ショックを防ぐための補助治療剤です。患者の病状に応じて、エピペン処方登録医師により処方されます。



アドレナリン自己注射薬（エピペン®） 0.3 mg・0.15 mg

【写真】マイラン EPD 合同会社エピペンサイトより

36 学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン：57 ページ参照

37 学校給食における食物アレルギー対応指針：57 ページ参照

【福祉保健局】

- 平常時からの災害への備えや災害発生時における対応について、「[東京都アレルギー情報 navi.](#)」やガイドブック等に掲載するとともに、講演会等を通じて、都民や関係機関職員への普及啓発を行ってまいります。**【充実】**
- 「[避難所管理運営の指針^{38\)}](#)」の周知等により、[避難所運営に関わる方が、アレルギー対応に関する準備や配慮等ができるよう支援してまいります。](#)
- 区市町村等の災害備蓄の補完として、アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄を行ってまいります。

避難所における誤食事故の防止

子供の場合、食物アレルギーの原因となる食品について十分な理解をしていないために、避難所において周囲の人からお菓子などをもらって食べてしまうという事故が起こりかねません。

避難者の誤食事故の防止に向けた工夫として、食物アレルギーであることを周りから目視で確認できるよう、食物アレルギーの原因となる食品が示されたビブス、アレルギーサインプレート等を活用するといった対策も必要です。



【ビブスの例】

【写真】調布市「避難所における食物アレルギー対応について」より

38 避難所管理運営の指針：59 ページ参照

施策を効果的に進めていくため、関係機関や区市町村との連携・協力を強化していきます。

また、基礎的データの収集・分析を行うとともに、専門家の知見や患者・家族等の意見も取り入れ、施策の効果検証・検討を行っていきます。

取組 1 施策展開の基礎となる調査等の実施

【福祉保健局】

- 施策を効果的に推進するため、乳幼児に関するアレルギー調査など、統計データの集積・分析等の取組を実施していきます。

取組 2 関係機関及び区市町村との連携・協力

【福祉保健局】

- 拠点病院・専門病院や、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、栄養士会等の関係機関との情報共有や連携・協力により施策を進めていきます。【充実】
- 連絡会や研修等を通じて、情報共有や関係機関の取組に対する技術的な支援を行い、地域の実情に応じた相談体制や関係者間の連携体制の構築等を進めていきます。

取組 3 専門的知見等を取り入れた対策の検討等

【福祉保健局】

- 都におけるアレルギー疾患をめぐる状況を的確に捉え、本計画に基づく施策を効果的に推進するため、専門医、関係団体、区市町村、患者家族会等で構成する東京都アレルギー疾患対策検討委員会において、専門家の知見や患者・家族等の意見を取り入れながら施策の効果検証・検討を行っていきます。
- アレルギー疾患に関する状況変化や施策を実施する上での課題等を勘案し、必要に応じて、国に対して提案要求を行っていきます。

